

令和8年度 長岡市市営墓地使用者募集要項

【区画墓地】

- ◆長岡市市営墓地に墳墓を設けるため区画された墓地（区画墓地）の利用者を募集します。
- ◆区画墓地は市の所有地を貸し出すものであり、販売を行うものではありません。
- ◆利用者には関係法令、条例及び規則、その他市長の定める管理上のきまりや指示に従い、使用する区画は責任をもって管理していただきます。
- ◆当募集要項を熟読いただき内容をよく理解し、必ず墓園や区画について現地を確認し、**ご家族等とよく相談・検討したうえでお申込みください。**
- ◆申込みがあったときは、募集要項の内容及び条例、規則、その他市長の定める管理上のきまりや指示について、全て了承したものとみなします。

申込み受付期間

令和8年5月27日（水）～11月27日（金）

※窓口は平日のみ（土日祝日の受付は不可）

※郵送の場合は、11月27日（金）の消印有効

問合せ窓口 (申込先)	※受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
	【長岡市墓園：長岡市鉢伏町 1409 番地】 [申込先] 長岡市役所 市民課生活班 電話 0258-39-2019 〒940-8501 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10
	【越路墓園：長岡市来迎寺甲 896 番地 1】 [申込先] 越路支所 地域振興・市民生活課 電話 0258-92-5907 〒949-5493 長岡市浦 715 番地
	【仏の入墓園：長岡市蓮花寺 285 番地 10】 [申込先] 三島支所 地域振興・市民生活課 電話 0258-42-2246 〒940-2392 長岡市上岩井 1261 番地 1
	【小島谷墓園：長岡市小島谷 2384 番地 3】 [申込先] 和島支所 地域振興・市民生活課 電話 0258-74-3113 〒949-4511 長岡市小島谷 3434 番地 4

最新の情報はこちらの市ホームページで確認いただけます。



1 案内図、募集区画図

長岡市墓園：P6～15 越路墓園：P16・17 仏の入墓園：P18・19、小島谷墓園：P20・21

2 募集する墓園、区画、使用料、管理手数料について

① 新規使用区画（新たに貸出する区画）

墓園	墓域	墓碑指定	区画面積	募集数	使用料	管理手数料 (年額)
長岡市墓園 (長岡地域)	3号 (2区)	洋式	4㎡	50区画	149,000円	1,800円
		和式				
越路墓園 (越路地域)		和・洋 設置可	3.3㎡	2区画	136,000円	1,300円

② 再使用区画（過去に使用された区画を再度貸出する区画）

墓園	墓域	墓碑指定	区画面積	募集数	使用料	管理手数料 (年額)
長岡市墓園 (長岡地域)	1号	洋式	6㎡	9区画	222,000円	2,700円
		和式		108区画		
	2号	和・洋 設置可	4㎡	43区画	149,000円	1,800円
			6㎡	50区画	222,000円	2,700円
	3号 (1区)	洋式	4㎡	10区画	149,000円	1,800円
				29区画		
	3号 (2区)	洋式	4㎡	15区画	149,000円	1,800円
				2区画		
	4号	洋式	6㎡	1区画	222,000円	2,700円
				14区画		
	5号	和・洋 設置可	4㎡	7区画	149,000円	1,800円
			6㎡	10区画	222,000円	2,700円
	6号	洋式	4㎡	1区画	149,000円	1,800円
			6㎡	6区画	222,000円	2,700円
4㎡			13区画	149,000円	1,800円	
7号	和式	6㎡	19区画	222,000円	2,700円	
			1区画	222,000円	2,700円	
		和・洋 設置可	3.3㎡	2区画	136,000円	1,300円
仏の入墓園 (三島地域)		和・洋 設置可	4㎡	5区画	100,000円	1,000円
			6㎡	4区画	150,000円	

③ 新規使用区画・再使用区画の区分なし

墓園	墓域	墓碑指定	区画面積	募集数	使用料	管理手数料 (年額)
小島谷墓園 (和島地域)		和・洋 設置可	3.3㎡	7区画	100,000円	1,000円

○ 使用料・管理手数料の納入について

- ・使用料は、使用決定時に一括で納入していただきます。
- ・管理手数料は、使用決定した月から市が定める期間の額（令和8年度分の月割額と令和9年度以降分の年額（期間は墓園ごとに異なります））を使用決定時に納入していただきます。その後は、5

年毎に向こう5年分の管理手数料を納入いただきます。

- ・仏の入墓園は、令和8年度分の管理手数料（月割額）を徴収しません。

3 申込みについて

申込資格	<p>長岡市に住所があり、使用許可後1年以内に墓碑（墓石）を建立することができる人</p> <p>※同一世帯で市営墓地を使用している人がいる場合は、申込みができません。</p> <p>※寺院等にお墓がある人も申込みができます。</p> <p>※焼骨を持っていなくても申込みができます。</p>
申込期間	<p>令和8年5月27日（水）～11月27日（金）</p> <p>※期間内でも募集数に達した場合は申込みを終了します。</p>
申込方法	<p>各墓園の申込先の窓口または郵送で申込みができます。 申込先は P1</p> <p>※電話、FAX、インターネットでの申込みはできません。</p> <p>【窓口】各墓園の申込先に申込書類を提出してください。 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は不可）</p> <p>【郵送】各墓園の申込先の墓園担当あてに申込書類をお送りください。 11月27日（金）の消印有効</p>
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ・区画墓地使用許可申請書 申請様式は P22 ・運転免許証等の本人確認書類の写し 本人確認書類の例は P24 <p>※書類に不備や虚偽の記載があった場合は、申込みを無効とします。</p>
使用者・区画の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・受付順に書類審査を行い、使用者と使用区画を決定します。 ※決定された区画は、いかなる理由があっても変更できません。 【新規使用区画】申込時に区画の指定はできません。 【再使用区画】申込時に希望する区画を指定してください。 申込み区画が重複する場合があるため、第2希望までご検討ください。 ※小島谷墓園は再使用区画と同様に希望する区画を指定していただきます。
使用料・管理手数料の納入	<p>使用決定通知書と一緒にそれぞれの納入通知書を送付します。指定期限内に納入通知書に記載されている指定金融機関の窓口にてお支払いください。</p> <p>※ゆうちょ銀行はご利用いただけません。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可後、墓地の区画を返還する場合は、墓碑（墓石）の設置・未設置に関わらず、使用料をお返しすることはできません。ただし、許可後2年以内に返還した場合は、使用料の半額をお返しします。 ・使用料・管理手数料の納入後、お手元に使用許可証が届くまで墓地（区画）を使用することはできません。

申込みから使用までの流れ

① 【市 民】 申込み（5月27日（水）～11月27日（金））



② 【長岡市】 書類審査・使用決定（受付日から15日程度）

使用決定通知書と納入通知書（使用料・管理手数料）を送付します。



③ 【市 民】 使用料・管理手数料納入（使用決定日から15日以内に納入）



④ 【長岡市】 使用許可証交付（③の入金を確認後）

使用許可証がお手元に届いた後、墓碑の設置（要事前申請）ができます。

4 墓園概要・使用のルールについて

長岡市墓園条例・条例施行規則（抜粋）

P25～30

<p>墓園概要</p>	<p>【長岡市墓園】昭和40年開設 4,463区画 駐車場、トイレ、給水施設 【越路墓園】平成23年開設 150区画 駐車場、給水施設 【仏の入墓園】平成10年開設 98区画 給水施設 【小島谷墓園】平成4年開設 110区画 駐車場</p>
<p>建立できる 墓碑等の規格</p> <p>※墓園ごとに定められた規格や基準に従った墓碑を建立していただきます。</p>	<p>【長岡市墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 和式、洋式いずれも指定された規格があります。 墓碑等の規格に係る基準はP31～34を参照してください。 <p>【越路墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓碑の高さ 地上2.0メートル以内 植樹の高さ 地上50センチメートル以内 ※隣接者の迷惑にならない樹種を選定してください。 <p>【仏の入墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓碑の高さ 地上2.5メートル以内 植樹の高さ 地上50センチメートル以内 ※隣接者の迷惑にならない樹種を選定してください。 墓碑は区画の境界から10センチメートル以上離して設置してください。 ※隣接者の同意を得たときはこの限りではありません。 <p>【小島谷墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓碑の高さ 地上2.1メートル以内
<p>墓園管理上の 決まり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用する区画内は、使用者の責任において管理していただきます。したがって、墓碑（墓石）の設置・未設置に関わらず、掃除や除草のほか、区画内で発生したことについて責任を持って対応してください。 園内にごみ箱はありません。園内で発生したゴミや卒塔婆（そとうば、そとば）類、骨箱（骨壺）等は全て自宅に持ち帰り、適切に処分してください。 カラス等の動物による被害が発生するおそれがありますので、食べ物、飲料などの供物、供花は墓参が終わりましたらお持ち帰りください。 掃除用具、バケツ、ひしゃく等の備え付けはありませんので持参してください。
<p>留意事項</p>	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納骨する空間（カロート）には水が溜まることがあります。このことをご了承のうえ、お申込みください。 給水施設は冬期間、凍結による破損防止のため、11月下旬から3月下旬頃まで給水を停止します。 冬期間は、園内の除雪を行いません。積雪により園内に立ち入りできなくなることがあります。 <p>【長岡市墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水施設は湧き水を水源としています。お盆やお彼岸など水の使用の多いときは、水が出ない（出にくい）場合があるため、使用者でご用意をお願いします。 一部墓域（3号1区の一部、3号2区）の通路部分に暗渠が入っています。※区画までの引込みに必要な配管等は自己負担で設置いただきます。 2号墓域全域、5号墓域の一部の区画は、周囲の区画からの雨水流入防止のため、区画全体のかさ上げ工事が必要となる場合があります。（P31、2（3）参照） <p>【越路墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明施設はありません。 <p>【仏の入墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場は三島野球場駐車場をご利用ください。 照明施設は積雪期の12月上旬から3月下旬まで消灯します。 <p>【小島谷墓園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水施設、照明施設はありません。

～ 資料集 ～

1 案内図、募集区画図

長岡市墓園（長岡地域）..... P 6 ～ 1 5

越路墓園（越路地域）..... P 1 6 ～ 1 7

仏の入墓園（三島地域）..... P 1 8 ～ 1 9

小島谷墓園（和島地域）..... P 2 0 ～ 2 1

2 申込書類

申請書..... P 2 2

記載例..... P 2 3

本人確認書類..... P 2 4

3 条例・規則（抜粋）..... P 2 5 ～ 3 0

4 墓碑規格・基準（長岡市墓園）..... P 3 1 ～ 3 4

長岡市墓園案内図



悠久山野球場

長倉IC

※長倉ICは
新潟方面から
降りられません

国道17号

右ななめ前方に
右折

国道352号

左折

高畑

長岡市墓園

柿小学校

斎場方向に左折

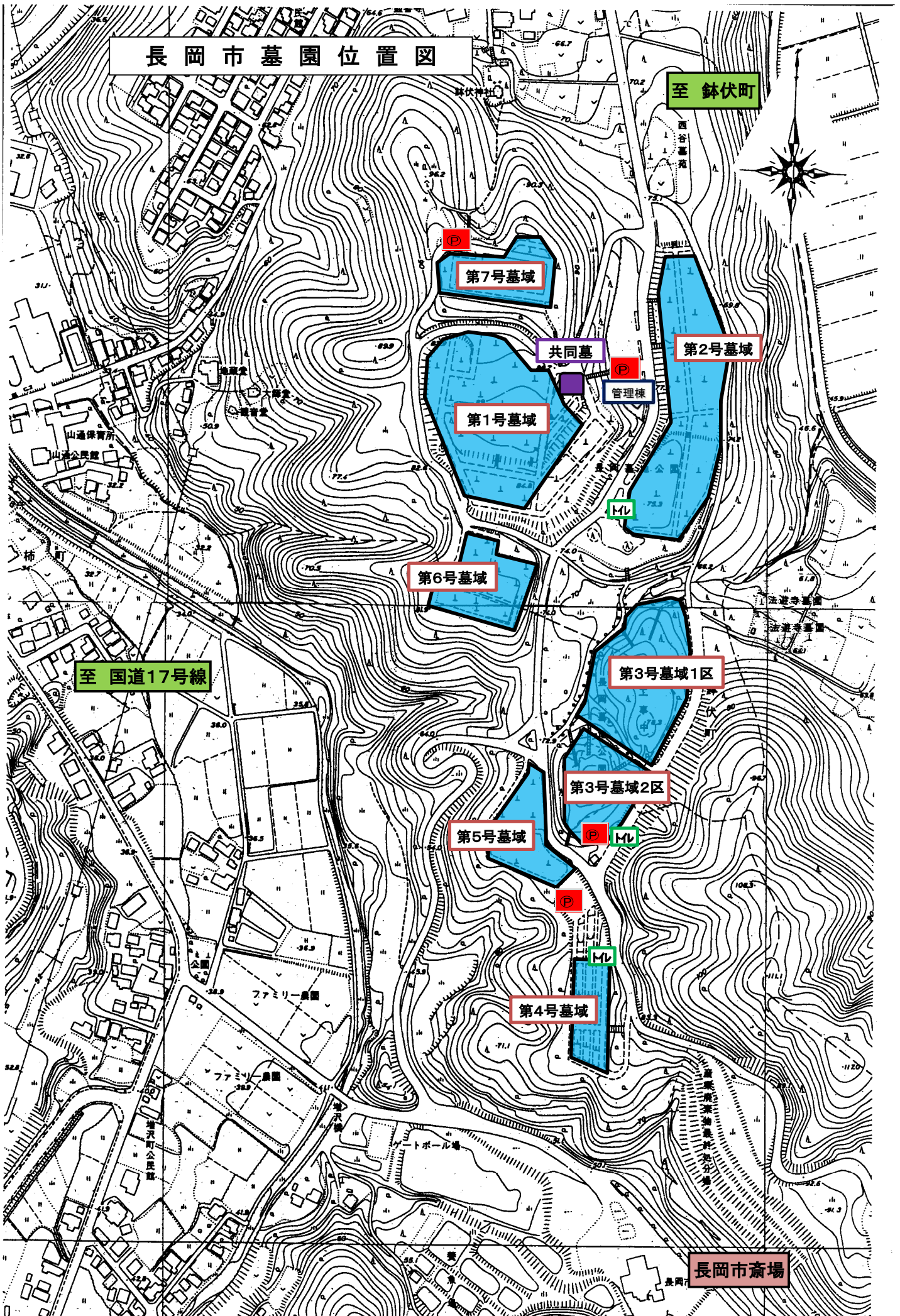
高町団地

斎場手前を左折

長岡市斎場

1 : 10,000

長岡市墓園位置図



長岡市墓園第1号

全区画6m²

番号 ... 募集区画

和式

洋式

- イ区 和式 75~165
- イ区 洋式 1~74
- ロ区 和式 1~65
- ハ区 和式 1~190
- ニ区 和式 1~240
- ホ区 和式 1~130
- ヘ区 和式 1~90
- ト区 和式 1~108
- チ区 和式 1~48
- リ区 和式 1~34
- リ区 洋式 49~112
- 計 1, 155区画

管理棟・駐車場

下る

共同墓

ハ区

ニ区

ホ区

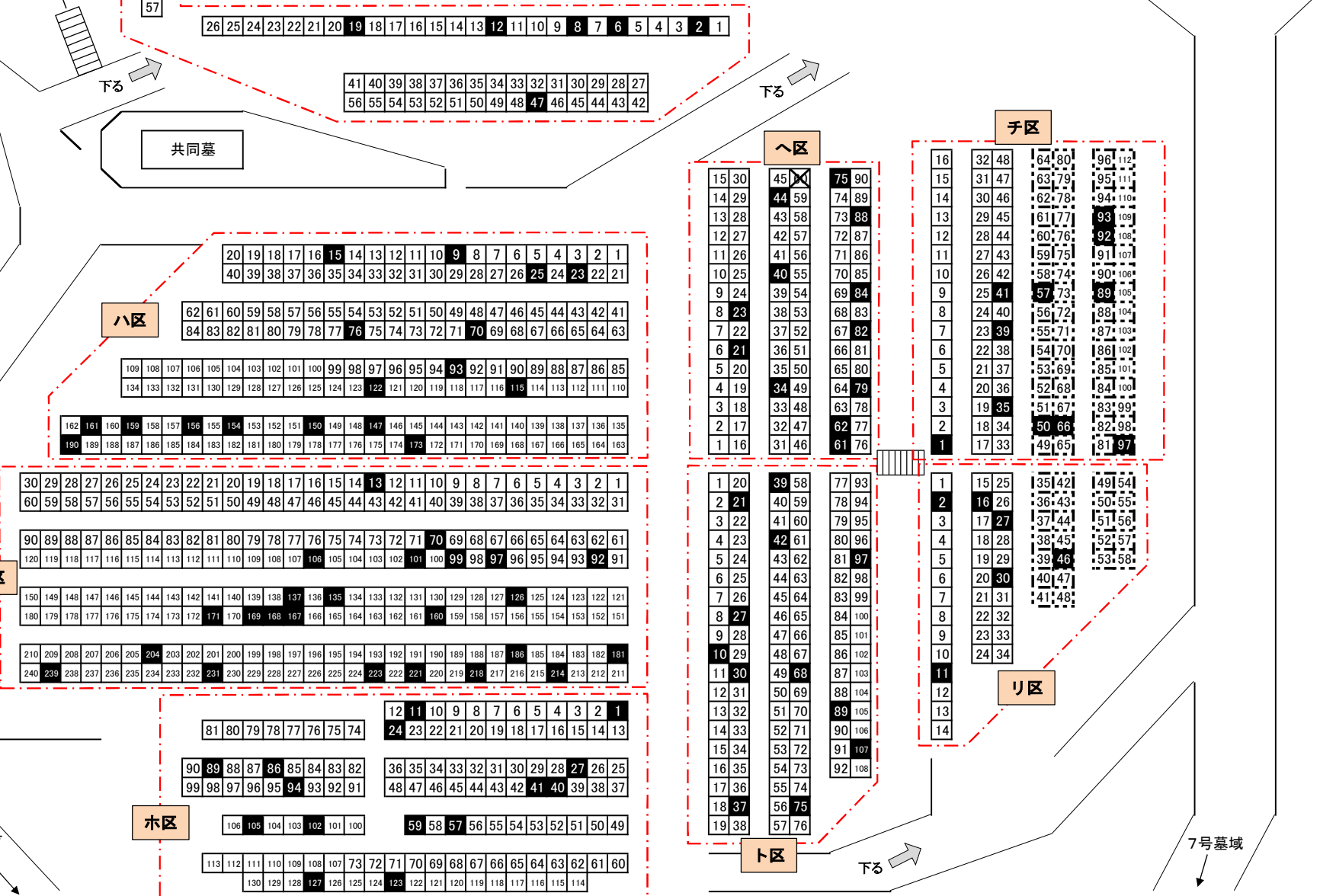
イ区

ヘ区

チ区

リ区

ト区



65	165	164	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139										
64	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	
63	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75				
62	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92				
61	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1										
60	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27																					
59	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42																					
58																																				
57																																				

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21		
62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63

109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85
134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61
120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1									
81	80	79	78	77	76	75	74	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	
90	89	88	87	86	85	84	83	82	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
99	98	97	96	95	94	93	92	91	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37

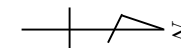
106	105	104	103	102	101	100										
59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49						
113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100			
130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114

長岡市墓園第2号

※昭和48年以前は墓碑の規格が現在と異なり、現在の規格と異なる墓碑が設置されている区画があります。

○和式・洋式の別なし

イ区	1~82
ロ区	1~150
ハ区	1~70
ニ区	1~138
ホ区	1~10
ヘ区	1~24
ト区	1~356
チ区	1~122
リ区	1~34
計	986区画



↑ 6号墓域

← 3号、4号、5号墓域

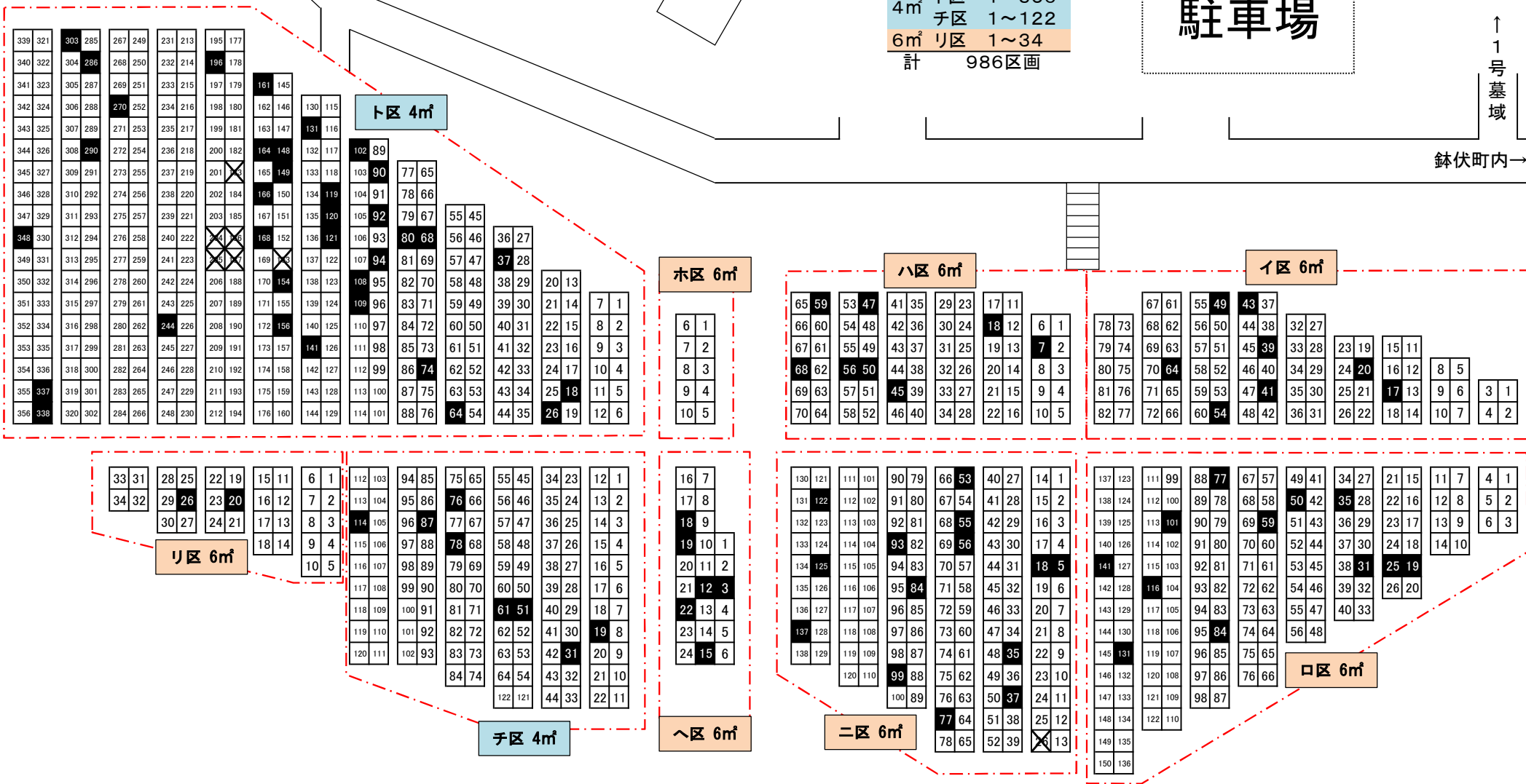
番号...募集区画

管理棟

駐車場

↑ 1号墓域

鉢伏町内→

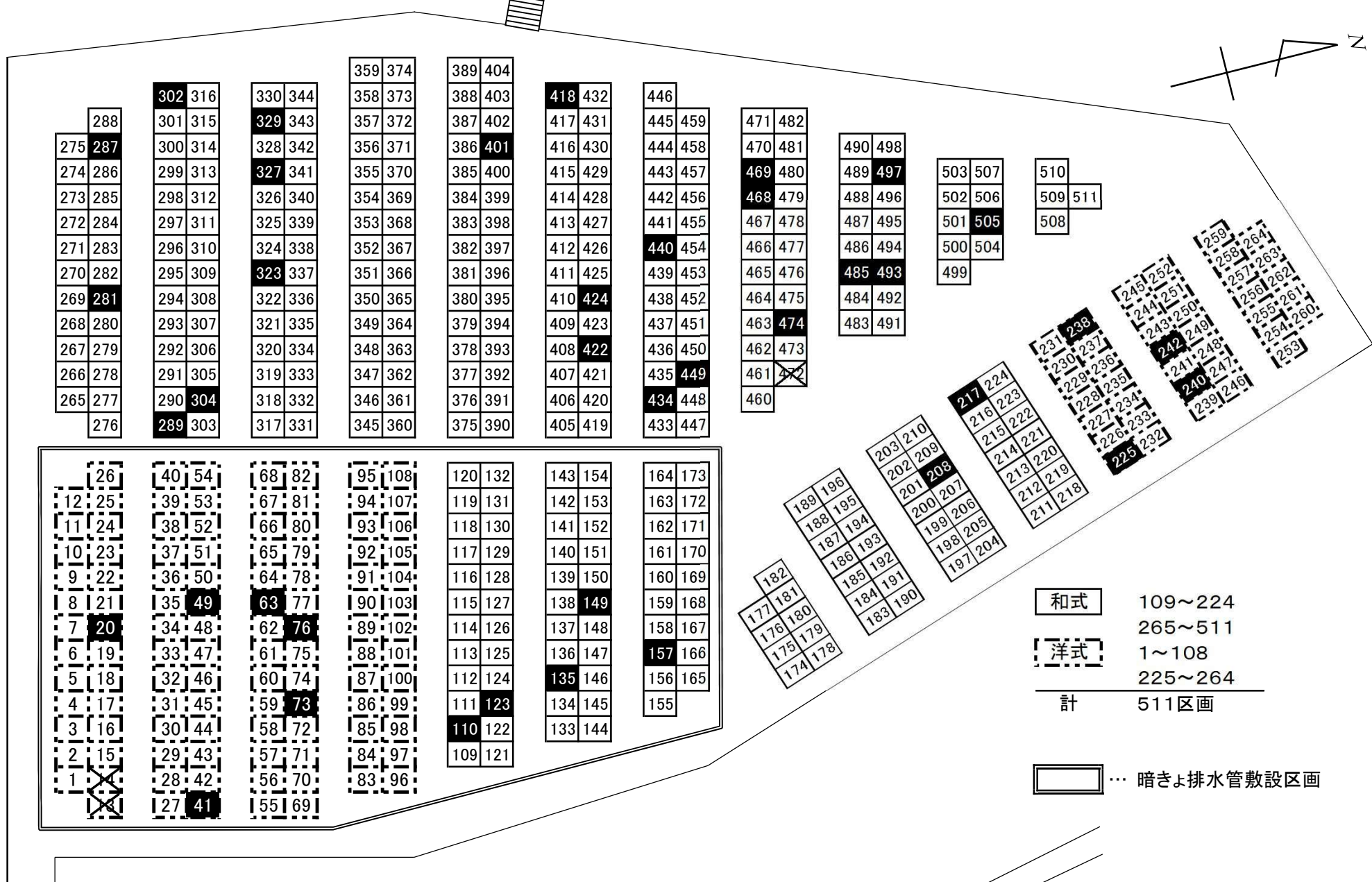


長岡市墓園第3号1区

全区画4m²

番号 …… 募集区画

※平成16年に発生した中越地震により、他の墓域からやむを得ず移転されたお墓で、現在の墓碑の規格や和・洋の指定と異なる墓碑が設置されている区画があります。



和式	109~224
	265~511
洋式	1~108
	225~264
計	511区画

▬ …… 暗きょ排水管敷設区画

← 4号、5号墓域、管理棟

長倉町・栖吉町方面 →

長岡市墓園3号2区

全区画4㎡

番号

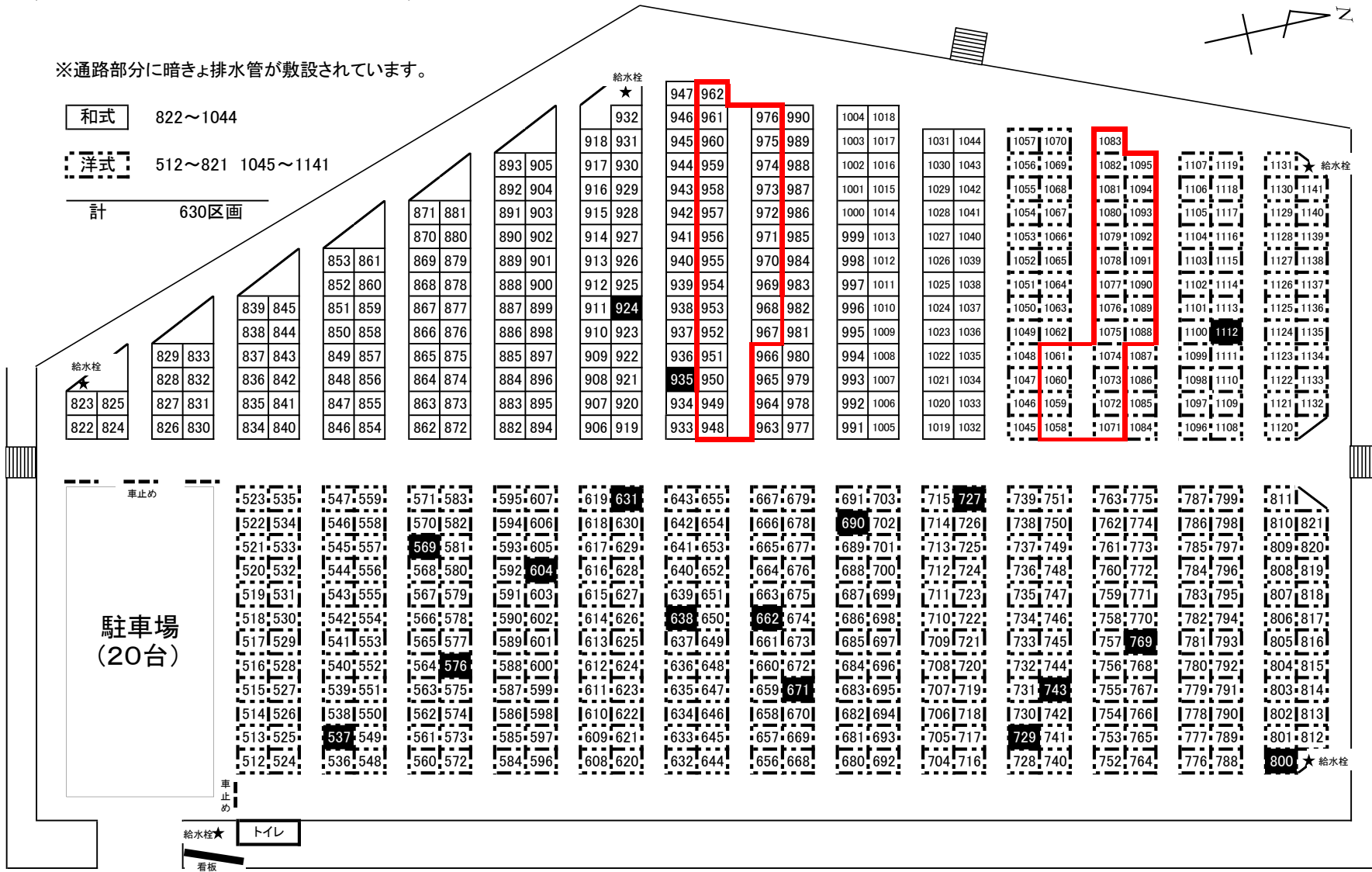
… 新規募集区画 区画数: 和式と洋式の合計で50区画
 ※申込み状況により下図の太枠の範囲を超える場合があります。

番号

… 再使用募集区画

※通路部分に暗きょ排水管が敷設されています。

和式 822~1044
 洋式 512~821 1045~1141
 計 630区画

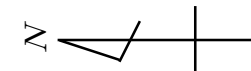


← 4号・5号墓域・管理棟

3号墓域(1区)・長倉町・栖吉町方面 →

長岡市墓園第4号

全区画6m²



←管理棟

和式 6m² 1~209

洋式 6m² 1~20

計 229区画

番号 …… **募集区画**

209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14

122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99
146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39

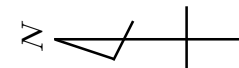
170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147
194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171

19	17	15	13	11	9	7	5	3	2	1
20	18	16	14	12	10	8	6	4		

←第5号墓域

長岡市墓園第5号

← 3号墓域
長倉町・栖吉町方



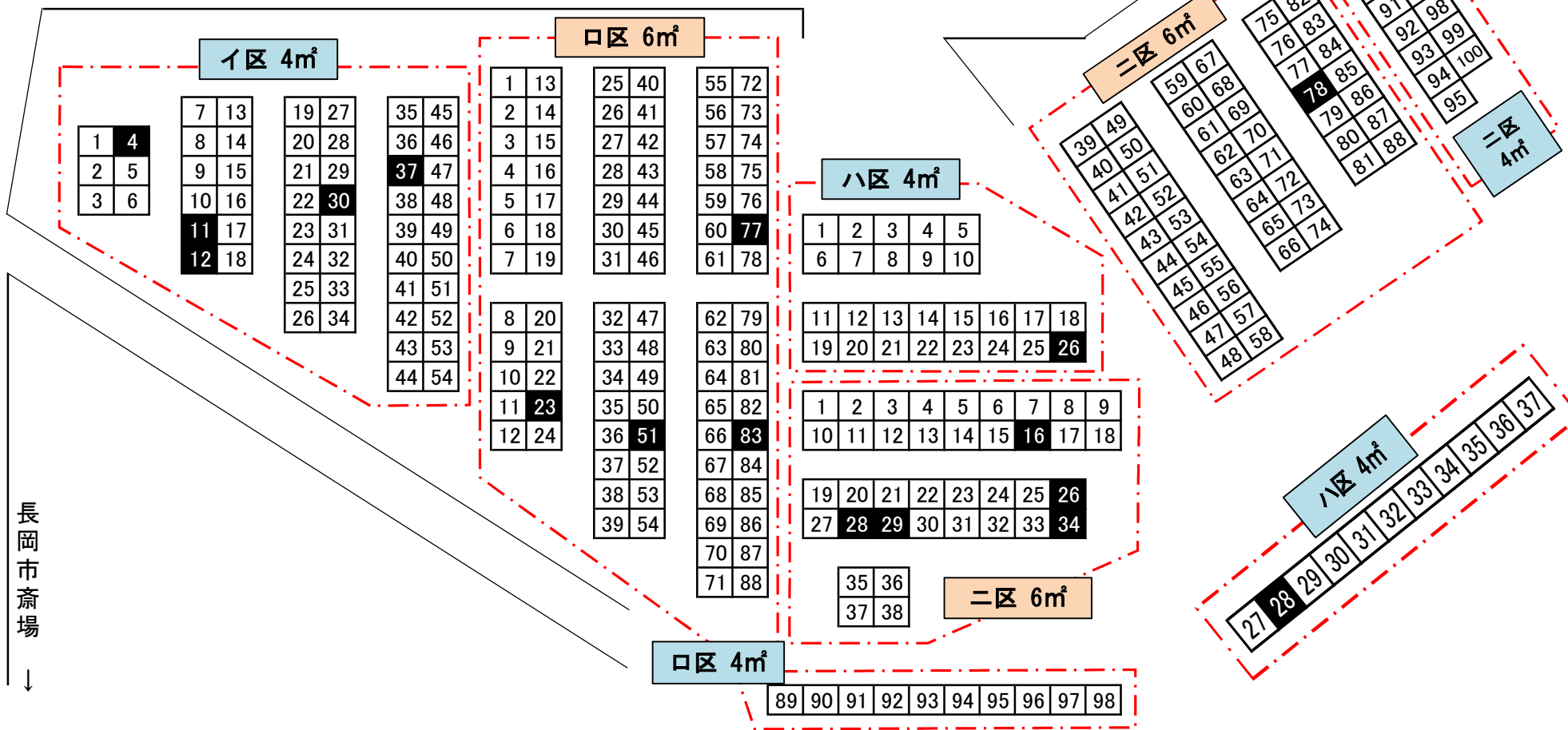
○和式・洋式の別なし

4m ²	イ区	1~54
6m ²	ロ区	1~88
4m ²	ロ区	89~98
4m ²	ハ区	1~37
6m ²	ニ区	1~88
4m ²	ニ区	89~100
計		289区画

※昭和48年以前は墓碑の規格が現在と異なり、現在の規格と異なる墓碑が設置されている区画があります。

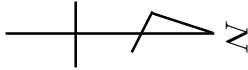
番号 …… **募集区画**

← 1号、2号、6号、7号墓域、管理棟



長岡市斎場
↓

長岡市墓園第6号



番号

…募集区画

1号・7号墓域→

6㎡区画

91	61	31	1
92	62	32	2
93	63	33	3
94	64	34	4
95	65	35	5
96	66	36	6
97	67	37	7
98	68	38	8
99	69	39	9
100	70	40	10
101	71	41	11
102	72	42	12
103	73	43	13

104	74	44	14
105	75	45	15
106	76	46	16
107	77	47	17
108	78	48	18
109	79	49	19
110	80	50	20
111	81	51	21
112	82	52	22
113	83	53	23
114	84	54	24
115	85	55	25
116	86	56	26
117	87	57	27
118	88	58	28
119	89	59	29
120	90	60	30

4㎡区画

161	147	134	121	85	73	61	49	37	25	13	1
162	148	135	122	109	97	62	50	38	26	14	2
163	149	136	123	110	98	63	51	39	27	15	3
164	150	137	124	111	99	64	52	40	28	16	4
165	151	138	125	112	100	65	53	41	29	17	5
166	152	139	126	113	101	66	54	42	30	18	6
167	153	140	127	114	102	67	55	43	31	19	7
168	154	141	128	115	103	68	56	44	32	20	8
169	155	142	129	116	104	69	57	45	33	21	9
170	156	143	130	117	105	70	58	46	34	22	10
171	157	144	131	118	106	71	59	47	35	23	11
172	158	145	132	119	107	72	60	48	36	24	12
173	159	146	133	120	108						
174	160										

189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212

121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137
138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154

155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171
172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188

和式

4㎡	10~96	
	121~174	141区画
6㎡	61~212	152区画
計		293区画

洋式

4㎡	1~9	
	97~120	33区画
6㎡	1~60	60区画
計		93区画

合計		386区画
----	--	-------

2号墓域・管理棟↓

長岡市墓園第7号

全区画6㎡



和式 6㎡ 1~254

洋式 6㎡ 1~23

計 277区画

番号 …… 募集区画

199 200 201 202 203 204 205 206

207 208 209 210 211
212 213 214 215 216 217

218 219 220 221 222
223 224 225 226 227 228

← 1号墓域

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

	8
1	9
2	10
3	11
4	12
5	13
6	14
7	15
×	16

17	26
18	27
19	28
20	29
21	30
22	31
23	32
24	33
25	34

×	45
35	46
36	47
37	48
38	49
39	50
40	51
41	52
42	53
43	54
44	55
×	56

57	69
58	70
59	71
60	72
61	73
62	74
63	75
64	76
65	77
66	78
67	79
68	80

81	93
82	94
83	95
84	96
85	97
86	98
87	99
88	100
89	101
90	102
91	103
92	104

105	117
106	118
107	119
108	120
109	121
110	122
111	123
112	124
113	125
114	126
115	127
116	128

129	141
130	142
131	143
132	144
133	145
134	146
135	147
136	148
137	149
138	150
139	151
140	152

153	165
154	166
155	167
156	168
157	169
158	170
159	171
160	172
161	173
162	174
163	175
164	176

177	×
178	189
179	190
180	191
181	192
182	193
183	194
184	195
185	196
186	197
187	198
188	×

14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254

越路墓園案内図



深沢町

越路中学校方向
に曲がる

もみじ園

越路中学校

越路体育館

越路墓園

来迎寺駅

県道長岡片貝小千谷線

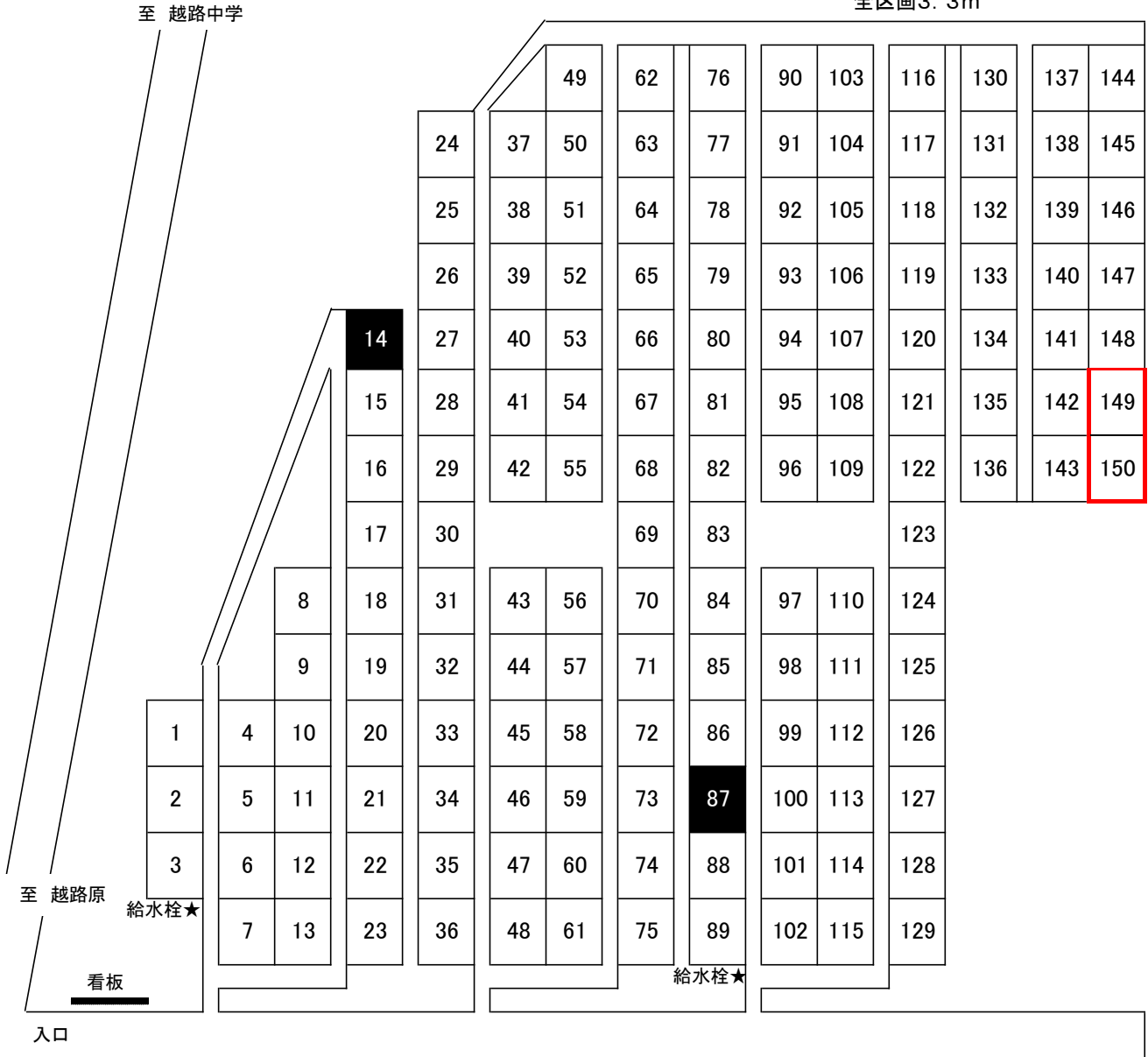
越路支所

1 : 10,000

長岡市越路墓園



全区画3.3㎡

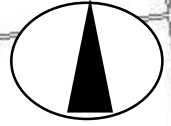


番号 …新規募集区画 区画数:2

番号 …再使用募集区画 区画数:2

仏の入墓園案内図

N



下図を参照

脇野町小学校

至蓮花寺

仏の入墓園

野球場

三島中学校

三島中央公園

県道と板間原線

三島支所

みしま体育館

1 : 10,000

拡大図

長念寺墓地

長念寺

浄福寺

三島野球場

三島中学校

三島運動公園

仏の入墓園

※道路幅員が狭いので注意

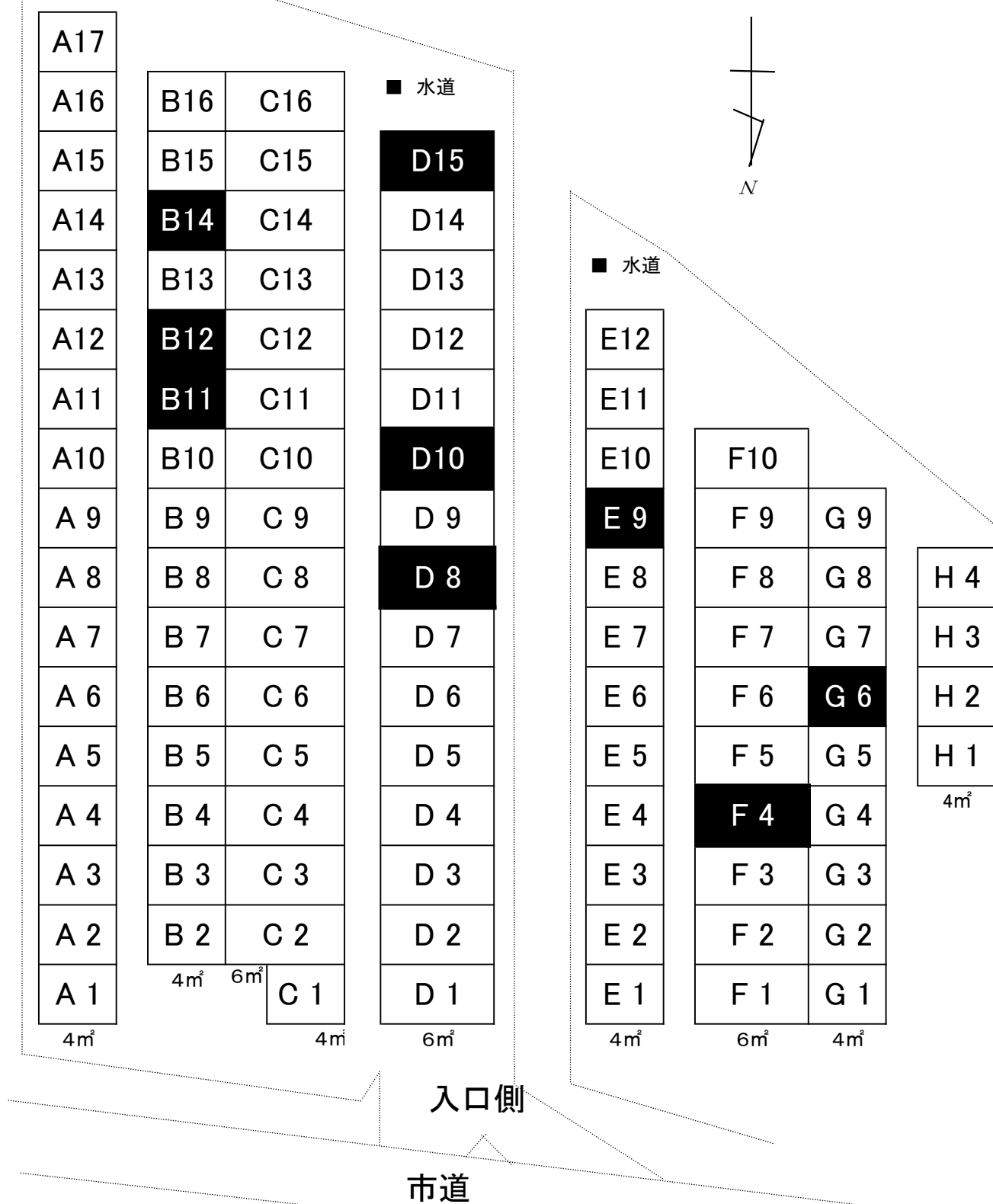
県道と板間原線

第四北越銀行

JA

第四北越銀行様と
JAえちご中越様の
間を西方向に曲がる

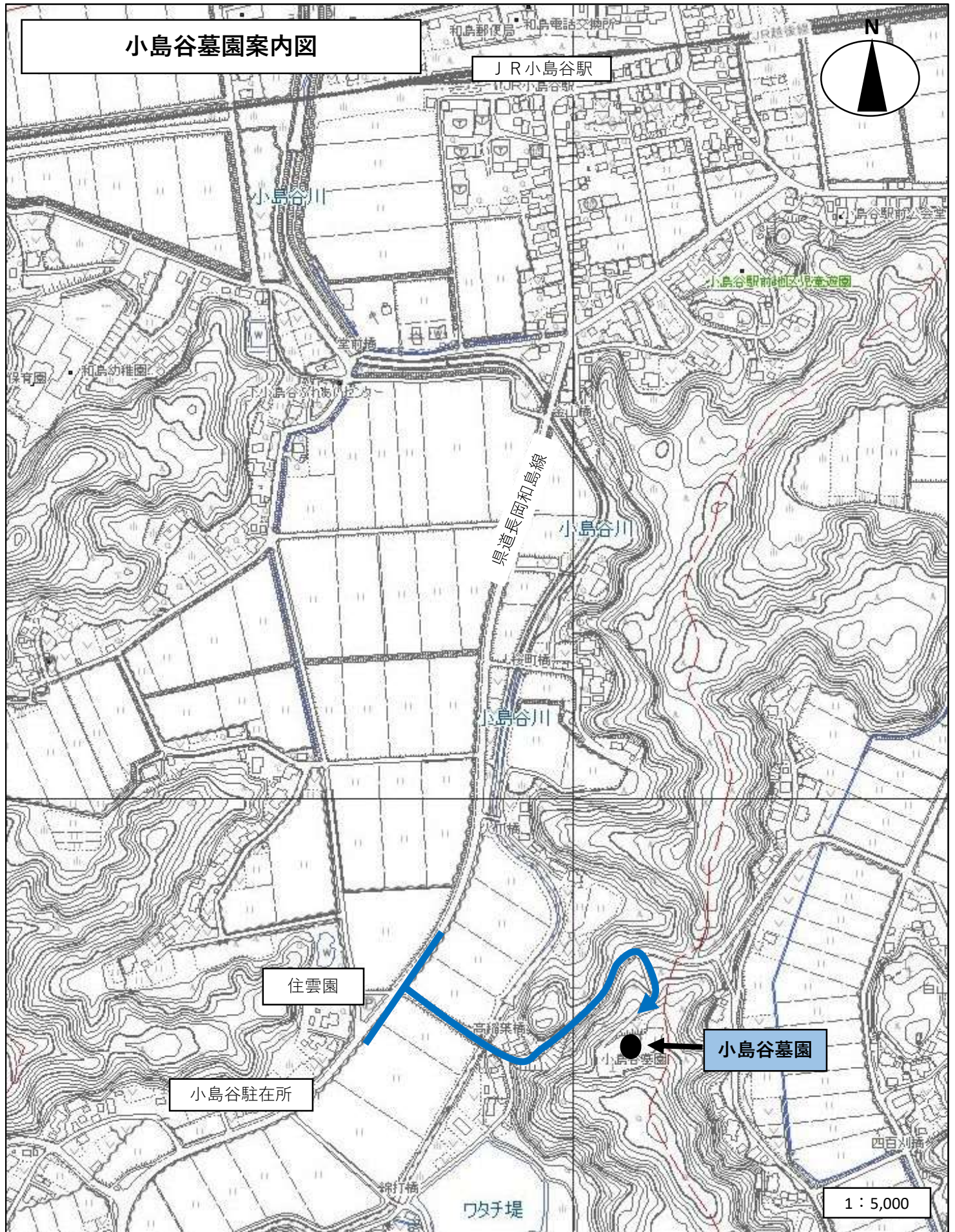
長岡市仏の入墓園



番号 ... 募集区画 区画数: 9

小島谷墓園案内図

J R 小島谷駅



小島谷墓園

住雲園

小島谷駐在所

1 : 5,000

長岡市小島谷墓園

全区画3.3m²



道
路

道
路

駐
車
場

		124	125	126	
118	119	120	121	122	123

110	111	112	113	114	115	116	117
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



107	108	109
-----	-----	-----

		101	102	103	104	105	106
93	94	95	96	97	98	99	100

83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
73	74	75	76	77	78	79	80	81	82

63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
53	54	55	56	57	58	59	60	61	62

44	45	46	47	48	49	50	51	52
35	36	37	38	39	40	41	42	43

26	27	28	29	30	31	32	33	34
17	18	19	20	21	22	23	24	25

番号 …募集区画 区画数:7

区画墓地使用許可申請書

令和 年 月 日

長岡市長 様

次のとおり区画墓地の使用許可を申請します。

申請者	ふりがな 氏名	昭和 平成 年 月 日生	
	郵便番号	電話番号	
	住所		
	本籍		
使用したい墓園の名称			
長岡市墓園 長岡市越路墓園 長岡市仏の入墓園 長岡市小島谷墓園			
使用したい区画墓地の位置 第 号墓域 区 第 号		使用したい区画墓地の面積 平方メートル	※長岡市墓園のみ 墓碑の様式 和式 洋式
焼骨の有無及びその保管場所 無 有 (保管場所)			
備考 第2希望 第 号墓域 区 第 号			

※添付書類：本人確認書類（運転免許証等）のコピー

受付番号	使用料	円	合計 円
	管理料	円 (令和 年 月～令和 年 月)	

確認	住民登録	有	無	許可番号	墓地の位置
				第 号	長岡市 越路 仏の入 小島谷 第 号墓域 区 第 号

決定	令和 年 月 日	許可証送付	入力確認	入 力	受 付	受付部署 (○印)
	許可 不許可					本庁 越路 三島 和島

記入例

区画墓地使用許可申請書

令和 8 年 5 月 2 7 日

長岡市長 様

次のとおり区画墓地の使用許可を申請します。

申請者	ふりがな	はかやま いちろう	昭和	平成
	氏名	墓山 一郎	40年1月1日生	
	郵便番号	940-8501	電話番号	0258-39-2019
	住所	長岡市花火通1丁目2番3号		
本籍	長岡市長生2丁目98番地7			

使用したい墓園の名称 いずれかお選びください

長岡市墓園 長岡市越路墓園 長岡市仏の入墓園 長岡市小島谷墓園

(長岡市墓園の場合のみ) どちらかお選びください

使用したい区画墓地の位置

第 _____ 号墓域 _____ 区 第 _____ 号

使用したい区画墓地の面積 _____ 平方メートル

※長岡市墓園のみ 墓碑の様式 和式 洋式

焼骨の有無及びその保管場所

無 有 (保管場所 **自宅**)

新規使用区画以外は、希望する区画番号をご記入ください。新規使用区画は区画の指定はできませんので、「第〇〇号」は記入しないでください

必ずご記入ください

第2希望 第 **2** 号墓域 **ト** 区 第 **40** 号

「第 _____ 号墓域 _____ 区」は長岡市墓園のみ記入ください

新規使用区画以外は、申込区画が重複する場合がありますため、第2希望の区画をご記入ください。

受付番号	使用料	円	合計
	管理料	円	
		(令和 年 月 ~ 令和 年 月)	円

記入不要

確認	住民登録	有	無	墓地の位置
				越路 仏の入 小島谷
				第 _____ 号墓域 _____ 区 第 _____ 号

決定	令和 年 月 日	許可証送付	入力確認	入力	受付	受付部署 (〇印)
	許可 不許可					本庁 越路 三島 和島

○ 本人確認書類（ここでいう「本人」は「申請者」を指す。）

下記から1点とする。

区分	身分証明書等	例示
ア	官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ マイナンバーカード ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ パスポート
イ	法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、氏名及び生年月日が記載されたもの、並びに印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険の被保険者証 ・ 後期高齢者医療制度保険証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 生活保護受給者証 ・ 印鑑登録証明書
ウ	民間機関等が発行した身分証明書で、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員証 ・ 学生証 ・ 社団法人等が発行した国家資格証
	氏名等が確認でき、通常本人しか持ちえない書類（※写真の貼付は無いが、発行時に本人確認がされているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の住民票の写し、戸籍の附票 ・ 預金通帳 ・ キャッシュカード ・ クレジットカード ・ 診察券（樹脂製で氏名打出しのもの）

○ 留意事項

- ・ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限る。

○長岡市墓園条例（抜粋）

（名称及び位置）

第2条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市墓園	長岡市鉢伏町1409番地
長岡市越路墓園	長岡市来迎寺甲896番地 1
長岡市仏の入墓園	長岡市蓮花寺285番地10
長岡市小島谷墓園	長岡市小島谷2384番地 3

第2章 区画墓地の使用

（区画墓地の設置）

第3条 長岡市墓園、長岡市越路墓園、長岡市仏の入墓園及び長岡市小島谷墓園に、墳墓を設けるために区画された墓地（以下「区画墓地」という。）を設ける。

（区画墓地の使用許可）

第4条 区画墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 区画墓地の使用の許可は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、2区画以上の区画墓地の使用の許可を受けることができる。

（区画墓地の使用者の資格）

第5条 前条の許可（以下「区画墓地使用許可」という。）を受けることができる者は、本市に住所を有する者とする。ただし、市長が相当の理由があると認める者については、この限りでない。

（区画墓地の使用方法）

第6条 区画墓地の使用の許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）は、区画墓地を、墳墓の用に供すること以外の目的に使用してはならない。

2 区画墓地に設けられる墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。

3 区画墓地使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 区画墓地使用許可に係る区画墓地を常に清浄にしておくこと。

(2) 墳墓その他の施設物等が破損し、又は転倒したときは、速やかに修復すること。

(区画墓地使用料)

第7条 区画墓地使用者は、別表第1に定める区画墓地使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の区画墓地使用料は、区画墓地使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(区画墓地使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者が区画墓地使用許可を受けた後2年以内にその区画墓地を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。

(墓園管理手数料)

第9条 区画墓地使用者は、清掃その他の墓園の管理に要する経費として別表第2に定める墓園管理手数料を納入しなければならない。

- 2 前項の墓園管理手数料は、5年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。

(墓園管理手数料の還付)

第10条 既納の墓園管理手数料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者がその区画墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分について還付する。

(墓園管理手数料の減額)

第11条 市長は、区画墓地使用者が墓園管理手数料を納入することが困難であると認めるときは、これを減額することができる。

(使用許可の承継等)

第12条 区画墓地の使用の許可は、その区画墓地使用者の相続人又はその親族若しくは縁故者であつて当該区画墓地に係る祭祀を主宰するものに限り、市長の許可を得て承継することができる。

- 2 前項の規定により、区画墓地の使用の許可を承継しようとする者は、区画墓地使用者の死亡の日から2年以内に、区画墓地の使用の許可の承継の申請を市長にしなければならない。

(区画墓地に係る権利の譲渡等の禁止)

第13条 区画墓地の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(区画墓地の返還)

第14条 区画墓地使用者は、その使用する区画墓地が不用となったときは、速やかに原状に復し、市長に返還しなければならない。

- 2 前項の規定により区画墓地が返還された場合は、当該区画墓地の使用の許可

は、その効力を失うものとする。

(区画墓地の使用許可の取消し)

第15条 市長は、区画墓地使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その区画墓地使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墳墓の用に供すること以外の目的に区画墓地を使用したとき。
- (2) 墓園管理手数料の納入を怠ったとき。
- (3) 第12条第2項の申請が同項に定める期限までに行われなかったとき。
- (4) 区画墓地使用者が住所不明となり7年を経過し、その相続人又は親族若しくは縁故者から承継の申請がなされなかったとき。
- (5) 法令若しくは条例、規則又は市長の指示に従わなかったとき。

2 区画墓地使用者は、前項の規定により区画墓地使用許可を取り消されたときは、その区画墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。

3 区画墓地使用者が、前項の措置を行わないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を当該区画墓地管理者から徴収する。

(入園者等の遵守事項)

第27条 何人も、墓園内に死体を埋葬してはならない。

2 墓園の入園者は、市長の管理上の指示に従い、墓園の土地、施設、樹木等を損傷し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(罰則)

第29条 市長は、墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けないで区画墓地を使用し、若しくは共同墓に焼骨を埋蔵した者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

別表第1（第7条関係）

区画墓地使用料

区分	使用料（1区画当たり）			
	長岡市墓園	長岡市越路墓園	長岡市仏の入墓園	長岡市小島谷墓園
3.3平方メートル		136,000円		100,000円
4平方メートル	149,000円		100,000円	
6平方メートル	222,000円		150,000円	

別表第2（第9条関係）

墓園管理手数料

区分	手数料（1区画当たり、1年につき）			
	長岡市墓園	長岡市越路墓園	長岡市仏の入墓園	長岡市小島谷墓園
3.3平方メートル		1,300円		1,000円
4平方メートル	1,800円		1,000円	
6平方メートル	2,700円		1,000円	

備考

- 1 長岡市墓園、長岡市越路墓園及び長岡市小島谷墓園について、年度の中で使用の許可をした場合は、月割で墓園管理手数料を徴収する。この場合において、1月未満の端数は、1月とする。
- 2 長岡市仏の入墓園について、年度の中で使用の許可をした場合は、その年度分の墓園管理手数料は徴収しない。

○長岡市墓園条例施行規則（抜粋）

（区画墓地使用許可の申請）

第2条 条例第4条の規定により区画墓地使用許可を受けようとする者は、区画墓地使用許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（区画墓地の優先使用許可）

第3条 市長は、条例第5条本文に規定する者で埋葬していない焼骨を有するものに対して、他の者に優先して区画墓地の使用を許可することができる。

（区画墓地使用許可証の交付）

第4条 市長は、区画墓地の使用を許可したときは、当該許可を受けた者に区画墓地使用許可証（別記第2号様式）を交付する。

2 前項の規定により交付を受けた区画墓地使用許可証を汚損し、又は紛失した者は、区画墓地使用許可証再交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 区画墓地使用者は、その本籍、住所又は氏名を変更したときは、区画墓地使用許可証記載事項変更届書（別記第4号様式）を市長に提出し、記載事項の訂正を受けなければならない。

（市外居住者の使用）

第5条 条例第5条ただし書の規定により使用を認める者は、次の各号のいずれかに該当する者で、区画墓地の管理を確実に行うことができるものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者で、当該許可を受けた後に本市に住所を有しなくなったもの
- (2) 条例第12条の規定により当該許可を承継した者で、本市に住所を有しないもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

（区画墓地に設置する墓碑の基準等）

第6条 条例第6条第2項の規定による墓碑の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置できる墓碑の数は、1区画につき1基とする。
- (2) 長岡市墓園に設置できる墓碑の規格は、別図第1又は別図第2に定めるとおりとする。
- (3) 長岡市越路墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.0メートル以内とする。
- (4) 長岡市仏の入墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.5メートル以内とする。
- (5) 長岡市小島谷墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.1メートル以内とする。

る。

2 前項に規定する事項のほか、墳墓の基準については、市長が別に定める。

(墓碑の設置承認申請等)

第7条 区画墓地使用者は、墳墓の用に供するための墓碑の設置、改修、模様替え又は移転(以下「設置等」という。)をしようとするときは、墓碑設置等承認申請書(別記第5号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2 区画墓地使用者は、前項の設置等が完了したときは、墓碑設置等完了届書(別記第6号様式)により市長に届出をしなければならない。

(区画墓地への埋蔵の届出)

第8条 区画墓地使用者は、埋蔵をするときは、区画墓地埋蔵(改葬)届書(別記第7号様式)を、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第8条の規定により交付を受けた火葬許可証又は改葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

(区画墓地使用料の還付申請)

第9条 条例第8条ただし書の規定により区画墓地使用料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求をしなければならない。

(墓園管理手数料の還付申請)

第10条 条例第10条ただし書の規定により、墓園管理手数料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求をしなければならない。

(墓園管理手数料の減額申請等)

第11条 条例第11条の規定により墓園管理手数料の減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

2 墓園管理手数料の減額を受けようとする者は、墓園管理手数料減額申請書(別記第8号様式)により市長に申請をしなければならない。

3 墓園管理手数料の減額の割合は、5割以内において市長が定める割合とする。

(区画墓地使用許可の承継申請)

第12条 条例第12条の規定により区画墓地使用許可を承継しようとする者は、区画墓地使用許可承継申請書(別記第9号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(区画墓地の返還)

第13条 条例第14条の規定により区画墓地を返還しようとする者は、区画墓地返還届書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

長岡市墓園における墓碑等の規格に係る基準

この基準は、長岡市墓園条例及び長岡市墓園条例施行規則に基づき、長岡市墓園における墓碑等の規格及び墓碑建立に係る手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 墓碑の規格

(1) 墓碑の高さ等の寸法について

長岡市墓園条例施行規則第10条に規定する寸法（別紙）のとおりとする。

R6の規則改正に伴い寸法は第6条に規定

※寸法の変更なし

(2) 墓碑の細工について

墓碑の細かい細工は、一般的・伝統的なもので、墓園の管理運営上支障がないと認められる別図1に例示した範囲内とする。

ただし、規則に定める寸法の範囲内でも次に掲げる場合については認めない。

- ・ 墓石の段数の変更を伴うもの。
- ・ 形状を大幅に変更するもの（蓮華、スリン台、各種丸布団等を設置するもの。）

2 墓碑以外の設置等

(1) 施工を認めるもの

- ア. 墓地面の総石張り イ. 参道縁石の除去 ウ. 植樹位置の除去
エ. 芝台下土台部分の石材化 オ. 塔婆立て

※塔婆立てを設置する際は、以下のとおりとすること。

- ・ 材質 ステンレス、石材等
- ・ 寸法 高さ（地上）90cm×幅90cm×奥行15cm以内に収まるもの
- ・ 位置 墓碑の背面側に設置すること。

(2) 施工を認めないもの

墓碑以外の施設（墓誌・外柵・灯籠・門柱等）

(3) 墓地面の高さの特例

隣接区画の墓碑形状に起因する雨水排水の流入を防止することを目的として、下記（ア）に指定する墓域（区画）に限り、（イ）の施工を申し出ることができる。

市は、当該区画周辺の状況に応じてその可否を決定する。

（ア）対象墓域、区画

第2号墓域全域及び第5号墓域イ区、ロ区1～88、ハ区1～26、ニ区1～88

（イ）雨水排水流入防止対策

地上30cmの範囲内で区画全体の底上げを行うことができる（別図2参照）。

※ ただし、あくまでも雨水排水の流入防止としての底上げであり、デザイン性のある形状は認めない。

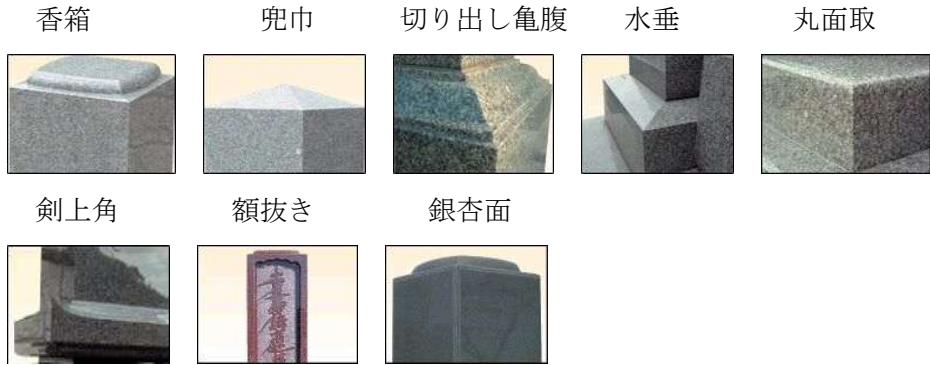
3 墓碑建立に係る手続き

- ・ 「墓碑等の設置承認申請書」には図面（寸法はミリメートル単位で記載）を必ず添付するものとする。
- ・ 「工事完了届書」提出後、市職員が現地確認を行う。
- ・ 申請時の図面と現場が異なる場合には、使用者の責任において、直ちに修復するものとする。

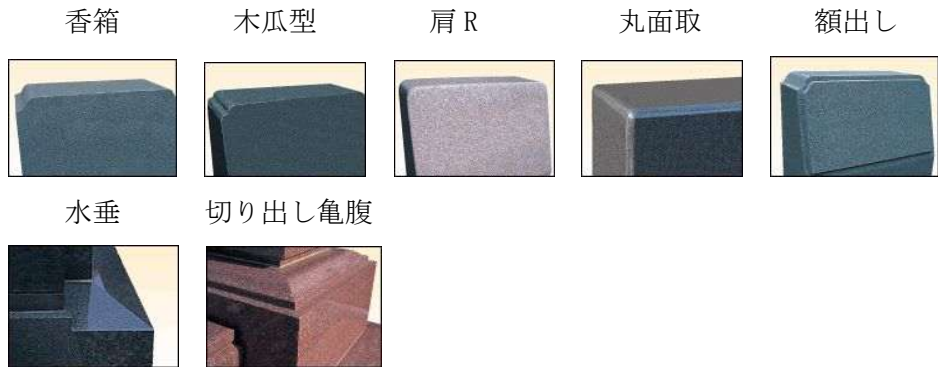
○ 墓碑の細工として認めるものの例

【墓碑の細かい細工の一般的・伝統的な例】

<和式墓碑>



<洋式墓碑>



○ 墓碑の細工として認めないものの例

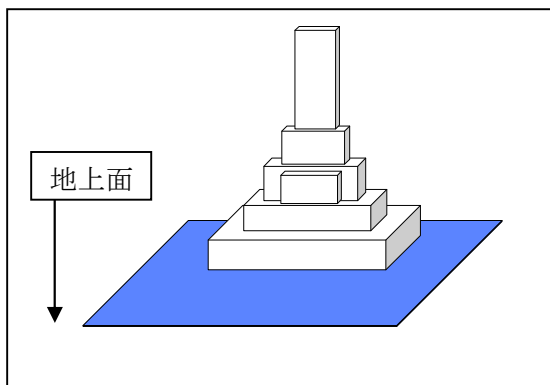
【形状を大幅に変更するもの】



○ 2(3)に規定する区画内底上げの例

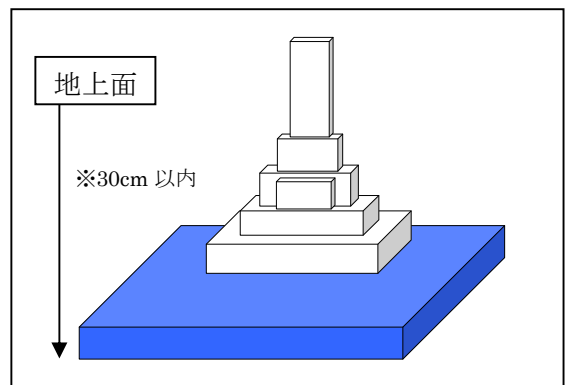
【基準による規格】

区画枠天端と同じ高さでなければならない。



【2(3)(ア)の区画の特例】

状況により網掛け部分の底上げが可能(届出要)

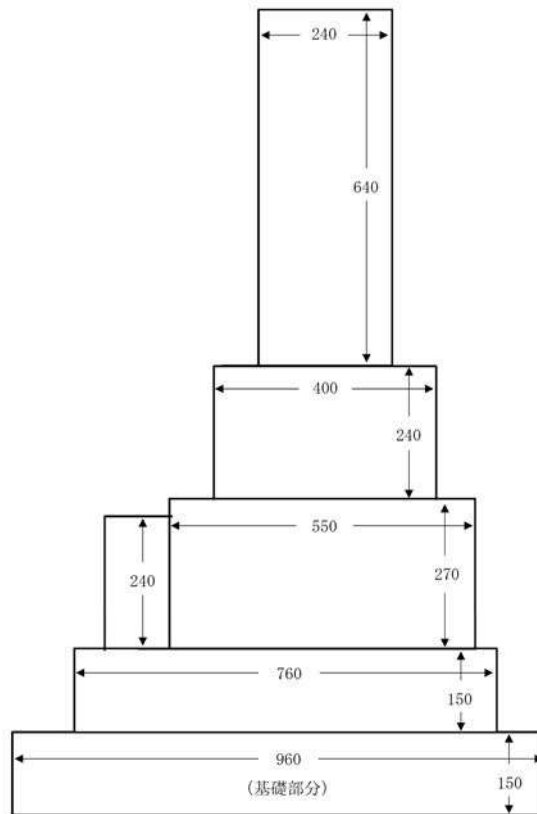
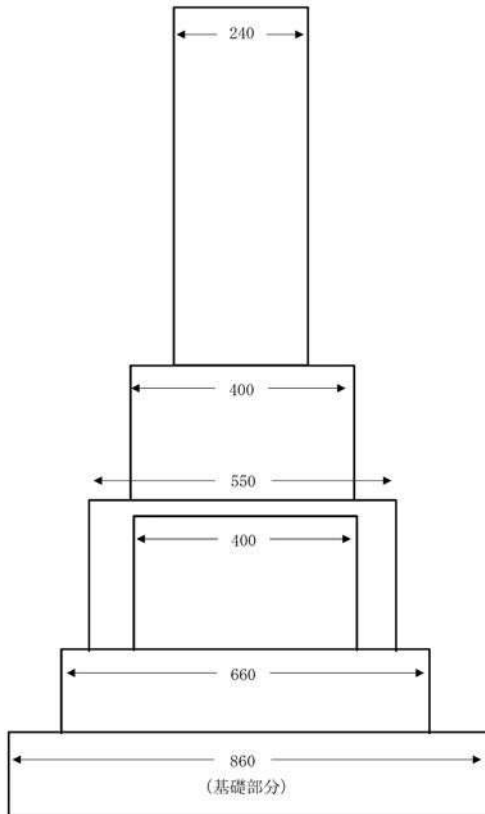


別図第1 (第6条関係)

単位 ミリメートル

正面図

側面図



別図第2 (第6条関係)

単位 ミリメートル

正面図

側面図

